

公共交通としてのバス・タクシー事業の維持に向けた 財政支援制度の創設及び法整備を求める意見書

タクシー事業やバス事業は、ビジネスや観光はもとより、高齢者の通院や買い物等に欠かせない移動手段としてドア・ツー・ドアの輸送を担い、地域社会の経済や日常生活を支える重要な公共交通機関であります。

少子高齢化の進行や運転免許の自主返納の増加などにより、自家用車に頼らず安心して移動できる公共交通の役割は、今後ますます高まっていくことが見込まれています。

しかし、全国のタクシー運転者数はコロナ禍前と比べて約2割減少しており、国内の観光地においてはインバウンド需要の回復に伴う移動需要の増加に十分対応できていません。地方部においても、タクシー会社の廃業・事業譲渡等により、地域の生活交通を維持することが困難な状況となっています。

これまで、バス・タクシーを含む地域公共交通事業者の賃金水準は、他産業に比べ平均年収で約100万円低く、多く働くことによってその差を埋め合わせてきました。ところが、2024年から時間外労働の上限規制が適用され、さらに休息時間についても従来より1時間以上長くとることが法律で義務付けられたことにより、労働時間が短縮され手取り収入が減少した結果、離職が増加し、担い手不足に一層拍車がかかっています。

こうした状況を放置すれば、地域住民の通勤・通学や通院、買い物など日常生活に不可欠な移動手段が失われ、地域の衰退を招きかねません。安全で安心して暮らせる地域社会を維持していくためには、地方自治体だけではなく、国が責任を持って、近年ニーズが高まっているバス・タクシー等の地域公共交通の維持・再生に必要な新たな財政支援制度を創設するとともに、安定的・継続的な支援を可能とする法整備を進めることができます。

よって、本市議会は、国に対し、公共交通の担い手の確保に向け、地域公共交通の維持・再生に必要な新たな財政支援制度の創設と、その実効性を担保する法整備を早急に講じるよう強く要望します。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月19日

摂津市議会